

様式第 6 号

コ ン サ ル タ ン ト 等 登 録 部 門 一 覧 表

(商号または名称)

登録部門		建設コンサルタント																		補償コンサルタント								地質調査業者登録			
		河川、砂防及び海岸・海洋	港湾及び空港	電力土木	道路	鉄道	上水道及び工業用水道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画及び地方計画	地質	土質及び基礎	鋼構造及びコンクリート	トンネル	施行計画、施行設備及び積算	建設環境	機械	電気電子	土地調査	土地評価	物件	機械工作物	営業補償・特殊補償		事業損失	補償関連	総合補償
申請部門																															
技術者の数	技術士																														
	RCCM																														
	実務経験者																														

- (注) 1 申請書提出日現在で記入してください。
- 2 「申請部門」の欄は、登録部門があるもののうち資格審査の申請をする部門に「1」を記入してください。
- 3 「技術者の数」の欄は、申請部門について記入してください。
- 4 「技術士」の欄は、建設コンサルタント登録規程別表の下欄または地質調査業者登録規程第3条第1号ハに定める技術管理者資格を持つ者の数を該当する欄に記入してください。
- 5 「実務経験者」の欄は、次に掲げる者の数を該当する欄に記入してください。
- (1) 学校教育法による大学または高等専門学校を卒業した後、建設コンサルタント登録を受けた登録部門に係る業務に関し20年以上実務の経験を有する者または当該業務に関し30年以上実務の経験を有する者
- (2) 補償コンサルタントの登録を受けた登録部門に係る補償業務に関し7年以上実務の経験を有する者
- (3) 学校教育法による大学または高等専門学校において地質調査業務登録規程別表第1項に掲げる学科を修めて卒業した後、地質調査に関し15年以上実務の経験を有する者
- 6 複数の資格を有する者がある場合には、その数を重複して計上してください。

様式第 6 号

コ ン サ ル タ ン ト 等 登 録 部 門 一 覧 表

(商号または名称)

登録部門		建設コンサルタント																補償コンサルタント								地質調査業者登録				
		河川、砂防及び海岸・海洋	港湾及び空港	電力土木	道路	鉄道	上水道及び工業用水道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画及び地方計画	地質	土質及び基礎	鋼構造及びコンクリート	トンネル	施行計画、施行設備及び積算	建設環境	機械	電気電子	土地調査	土地評価	物件		機械工作物	営業補償・特殊補償	事業損失	補償関連
★同一の技術者が両方の資格を有する場合、技術士のみで計上すること																														
申請部門			1		1												1													
技術者の数	技術士		2														2													
	RCCM				1												1													
	実務経験者		1		1													1												

★該当する技術者がいる場合でも、申請しない部門には技術者の数を入力しない。

★登録部門に係る専任の技術者は、それ以外の部門には計上しない。（ただし、複数の部門に技術管理者として配置が認められている場合のみ各部門に重複して計上する。）

2+2=4 業務状況一覧表の「技術士」欄に「4」を記入

1+1=2 業務状況一覧表の「RCCM」欄に「2」を記入

1+1=2 業務状況一覧表の「実務経験者」欄に「2」を記入

- (注) 1 申請書提出日現在で記入してください。
- 2 「申請部門」の欄は、登録部門があるもののうち資格審査の申請をする部門に「1」を記入してください。
- 3 「技術者の数」の欄は、申請部門について記入してください。
- 4 「技術士」の欄は、建設コンサルタント登録規程別表の下欄または地質調査業者登録規程第3条第1号へ定める技術管理者資格を持つ者の数を該当する欄に記入してください。
- 5 「実務経験者」の欄は、次に掲げる者の数を該当する欄に記入してください。
- (1) 学校教育法による大学または高等専門学校を卒業した後、建設コンサルタント登録を受けた登録部門に係る業務に関し 20 年以上実務の経験を有する者または当該業務に関し 30 年以上実務の経験を有する者
- (2) 補償コンサルタントの登録を受けた登録部門に係る補償業務に関し 7 年以上実務の経験を有する者
- (3) 学校教育法による大学または高等専門学校において地質調査業務登録規程別表第1項に掲げる学科を修めて卒業した後、地質調査に関し 15 年以上実務の経験を有する者
- 6 複数の資格を有する者がある場合には、その数を重複して計上してください。